

ヘルパーステーションお結び訪問介護〔介護予防訪問サービス〕 事業運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社愛と真舎が設置するヘルパーステーションお結び（以下「事業所」という。）において実施する訪問介護〔介護予防訪問サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の提供を確保することを目的とする。

（訪問介護運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 前4項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年4月1日施行）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（介護予防訪問サービス運営の方針）

- 第3条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 事業の実施に当たっては、介護予防訪問サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を居宅介護予防支援事業者へ報告することとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重

しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「堺市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準」（令和3年4月1日施行）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第4条 訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ヘルパーステーションお結び
- （2）所在地 大阪府堺市西区鳳南町三丁202-13

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名 （兼務1名：サービス提供責任者）

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- （2）サービス提供責任者 4名 （常勤3名、兼務1名：管理者）

・訪問介護計画（介護予防訪問サービス計画）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- （3）訪問介護員 25名（常勤1名・準職員4名・非常勤20名）

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日まで、8月13日から8月15日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後6時までとする。
- (4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第8条 事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ①排泄・食事介助
 - ②清拭・入浴・身体整容
 - ③体位変換
 - ④移動・移乗介助、外出介助
 - ⑤その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ①調理
 - ②衣類の洗濯、補修
 - ③住居の掃除、整理整頓
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他必要な家事
- (4) 通院等のための乗車又は降車の介助に関する内容
要介護者である利用者に対して、通院等のため、本事業所の訪問介護員が自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行うこと。
- (5) 前3項に定める指定訪問介護の内容は、厚生労働省令として定められる「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及びこの基準に関する通知等に規定する訪問介護費の単位数が算定可能なものに限る。

(介護予防訪問サービスの内容)

第9条 介護予防訪問サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防訪問サービス計画の作成
- (2) 介護予防訪問サービス費 (I) …1週に1回程度

- (3) 介護予防訪問サービス費（Ⅱ）… 1 週に 2 回程度
- (4) 介護予防訪問サービス費（Ⅲ）… 1 週に 2 回を超えた場合

（訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の利用料等）

第 10 条 訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 19 号）によるものとする。

- 2 介護予防訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「堺市介護予防・日常生活総合支援事業に要する費用の額の算定に関する基準（令和 3 年 4 月 1 日施行）によるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 事業所から片道おおむね 10 キロメートル未満 1, 000 円

- (2) 事業所から片道おおむね 10 キロメートル以上、以後 10 キロメートルを増すごとに 1, 000 円を加算。

- 4 前 3 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

- 5 訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

- 6 法定代理受領サービスに該当しない訪問介護〔介護予防訪問サービス〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の事業の実施地域は、堺市全域、高石市、和泉市、泉大津市の区域とする。

（衛生管理等）

第 12 条 事業所は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用可能）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者周知徹底を図る。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 4 労働安全衛生法及びその他の関係法令の定めるところにより、事業所の従業者に対し、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 訪問介護員等は、訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第14条 訪問介護〔介護予防訪問サービス〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問介護〔介護予防訪問サービス〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問介護〔介護予防訪問サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 利用者以外の者(家族等)の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、訪問介護〔介護予防訪問サービス〕に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低2年間(サービス提供記録は提供日から5年)は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社愛と真舎と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成21年5月1日から施行する。
2. 平成21年9月1日改定：第10条3項(1)(2)交通費の額
3. 平成22年6月1日改定：第6条1項(2)サービス提供責任者の数
：第6条1項(3)訪問介護員の数
4. 平成23年4月1日改定：第6条1項(2)サービス提供責任者の数
：第6条1項(3)訪問介護員の数
5. 平成24年2月1日改定：第6条1項(3)訪問介護員の数 (4)事務員を加筆
：第11条(通常の事業の実施地域の)変更
6. 平成24年11月1日改定：第6条1項(2)サービス提供責任者の数
：第6条1項(3)訪問介護員の数
7. 平成25年4月1日改定：第2条5項、第3条5項、指定基準のある自治体の基準

により条例が施行：第15条4項（サービス提供記録は5年間）を加筆

8. 平成25年6月1日改定：第5条2項 所在地の変更
：第6条1項(4)事務員(常勤を非常勤)に変更
9. 平成26年1月1日改定：第6条1項(2)サービス提供責任者の数
10. 平成26年5月1日改定：第8条4項5項、加筆修正
11. 平成27年4月1日改定：第6条1項(3)訪問介護員の数、4項非常勤を常勤に変更
12. 平成27年7月1日改定：第6条1項(2)サービス提供責任者(常勤4名、非常勤1名)
(3)訪問介護員の数、(4)事務職員を削除 第7条2項営業時間、3項サービス
提供時間を変更。
13. 平成28年3月1日改定：第6条1項(3)訪問介護員の職種並びに数
14. 平成28年6月1日改定：第6条1項(2)サービス提供責任者の数(常勤3名非常
勤1名)
15. 平成28年12月1日改定：第6条1項(2)サービス提供責任者の数(常勤3名)
第6条1項(3)訪問介護員の職種並びに数
16. 平成29年4月1日改定：(衛生管理)第12条、(虐待防止に関する事項)第16条
加筆修正
17. 平成30年5月1日改定：字句修正 指定訪問介護を訪問介護。指定介護予防訪
問介護を介護予防訪問サービスに変更。第6条1項(2)サービス提供責任者の数
(常勤4名)第6条1項(3)訪問介護員の数
18. 令和元年8月1日改定：第10条1項2項利用者負担割合修正。第15条3項加筆
19. 令和3年5月1日改定：第6条1項(2)サービス提供責任者の数(常勤4名)第6条
1項(3)訪問介護員の数
20. 令和5年6月1日改定：第6条1項(1)管理者(兼務)(2)サービス提供責任者の数
(常勤3名)(兼務1名)第6条1項(3)訪問介護員の数
21. 令和6年4月1日介護保険改正に伴う改定：新旧対象表の通り